明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（**内閣府**四二四）　一
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（**金融庁**七九）　七
○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第一号及び第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等及び金融庁長官が別に定める比率（**同**八〇）　八
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二条の二第五項第二号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する最終指定親会社及びその子法人等及び金融庁長官が別に定める比率（**同**八一）　九
○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率（**金融庁・農林水産**八）　一〇

〔公告〕

諸事項

○道路に関する件（**東北地方整備局**一九二、一九三）　一〇
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一九〇、一九一）　二六
○道路に関する件（**中国地方整備局**一一七）　二六
○道路に関する件（**四国地方整備局**一〇三）　二六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四三～一四五）　二六
○道路に関する件（**北海道開発局**一八九～一九二）　二六

裁判所
破産、免責関係　二七
特殊法人等
税理士登録者、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

告示

○内閣府告示第四百二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
子どものための教育・保育給付費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一年
			店舗用のもの	三九年
			病院用のもの	三九年
子どものための教育・保育給付費負担金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
			公衆浴場用のもの	三一年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三一年
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二四年
			その他のもの	三八年
子ども・子育て支援交付金			事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
			飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八年
			病院用のもの	三六年
子ども・子育て支援整備交付金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四年
		れんが造、石造又はブロック造のもの		